

プレーヤーまたは監督・コーチが競技用ウェアを着用する場合の着衣上の表示について

令和6年4月15日決定

日本小学生バドミントン連盟

1 日本小学生バドミントン連盟に申請する。（別紙申請書を使用する。）

2 事務手数料

- ① ウェア（上衣）前面の製造メーカー以外のロゴ、スポンサーロゴ、チーム名、個人名を入れる場合について申請する。
- ② 1クラブ（チーム）につき、1か所年間5,000円とする。
（様式1で申請、前面文字列は1か所、ロゴは最大3か所15,000円）

3 ウェア（上衣）前面広告（ロゴ）スポンサー名、チーム名、個人名の設置場所と大きさについて

- ① 広告帯の表示は、高さ10cm、横40cmの範囲内に収まるものとし、スポンサー名、チーム名、個人名、広告のうち、いずれかを表示することができる。
- ② 文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
- ③ ウェア（上衣）には、左袖、右袖、左肩、右肩、左襟、右襟（袖のない場合は袖にあたる位置）、左胸、右胸、胸中央の9か所に3つまで、スポンサー（チーム）ロゴ、チーム名、都道府県章及び市区町村章、個人名を表示することができる。ただし、1か所に表示できるものは1つまでとする。
 - ・ 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ・ 上記3つのうち、1つは50cm²以内でも可とする。（製造メーカーロゴを除く。）
 - ・ 製造メーカーロゴはその数に入れない。

4 その他

- ① 同業他社の広告は避けるものとする。
- ② 都道府県章及び市区町村章は、20cm²以内をロゴとして認め、無料とする。
ただし、様式2において申請手続きが必要です。
- ③ 当面、ウェア（上衣）前面以外の広告（ロゴ）、スポンサー名、チーム名、個人名の申請は認めない。

5 申請先

別紙申請書に必要事項及び押印の上、下記へ郵送すること。
内容を審査後、承認書（申請料の振込み先を記載）を送ります。

〒068-0025 北海道岩見沢市5条西13丁目20番地

下野 和義 気付

日本小学生バドミントン連盟事務局

電話番号 090-2693-8334

e-mail shimono@syoubad.jp